

処遇改善についての情報開示

福祉・介護職員処遇改善加算・特定処遇改善加算を取得状況について

当法人では福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）を算定、令和元年度10月より福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を算定し、両方を取得しています。賃金以外の処遇改善について、下記の通り取り組んでおります。

令和元年度の処遇改善は、対象職員に特定処遇改善加算と共に全額支給済みです。

令和2年度についても、以下同様の取り組みを行うこととし、申請しています。

○福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ

「キャリアパス要件」

要件Ⅰイ.福祉・介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている
ロ.イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている
ハ.イロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知している

要件Ⅱイ.福祉・介護職員と意見交換を踏まえた資質向上の目標
職員へのヒアリングを行うと共に専門分野からの研修を行う
ア.資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに福祉・介護職員の能力評価を行う
イ.資格取得のための支援
資格手当を支給し職務に必要な資格取得に対しての費用を負担している

要件Ⅲ 福祉・介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている
ア 経験に応じて昇給する仕組み

○福祉・介護職員等特定処遇改善加算 I

障害福祉人材分類方法について

1. a 群対象者 介護・社会福祉士等の資格を持ち、かつ勤続(通算)10年以上の職員
2. b 群対象者 介護・社会福祉士等の資格を持ち、必要となる専門的な技能によりサービスの質の向上に寄与している職員
3. c 群対象者 その他の職種 (a 群、b 群の資格がない生活支援員またはその他職員であり、かつ2年以上の勤続年数のある職員で勤務成績及び勤務態度が優秀な人材)

「職場環境等要件」 処遇改善加算・特定処遇改善加算 共通

・「資質の向上」

研修の受講やキャリア段位制度と人事考課の連動

・「職場環境・処遇の改善」

ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善

・「その他」

非正規職員から正規職員への転換